

富山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(富山税務署長)

平成22年2月10日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	塩梅 修
同	鈴木 到
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	富山税務署長
	坂本 昭義
同指定代理人	遠田 真嗣
同	上田 正勝
同	森田 賢次
同	東海 豊
同	原田 敦郎
同	中澤 豊
同	伊倉 博
同	佐々木 裕一

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

富山税務署長が平成19年2月27日付けでした原告に対する所得税の平成12年、平成13年、平成14年、平成15年及び平成16年の別紙所得金額を超える部分に関する各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を取り消せ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、富山税務署長が、原告に対し、平成19年2月27日付けで平成12年分ないし平成16年分の所得税の各更正処分(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税の各賦課決定処分(以下、「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と合わせて「本件更正処分等」という。)を行ったところ、原告が、別紙所得金額を超える部分に関する上記各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

2 前提となる事実等

- (1) 当事者(争いのない事実)

ア 原告は、昭和42年にAの屋号でガラス工事業を創業し、その後、昭和50年に事業内容として防水工事業を中心に事業を営むようになり、昭和57年に屋号をAに変更し、富山市に事業所を構え、建築物の管理業務、冷暖房設備及び換気設備の清掃並びに管理業務、コーキング業務等を営んできた。なお、Aは、平成17年6月1日、法人化して株式会社Aとなり、原告は、同社の代表取締役である。

イ 乙（平成19年10月19日死亡。以下「乙」という。）は、原告の妻である。

(2) 本件に関連する所得税法の規定

ア 37条1項

その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち35条3項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

イ 56条

居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

ウ 57条1項

青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「青色事業専従者」という。）が当該事業から次項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、前条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする。

(3) 本件更正処分等の経緯

ア 原告は、富山税務署長に対し、原告の平成12年分ないし平成16年分の所得税について、別表1-1ないし5の「確定申告」欄記載のとおり、いずれも法定申告期限までに、青色申告書により確定申告をした。なお、別表1-1ないし5の「確定申告」欄記載の「事業所得

の金額」の内訳は、別表2-1ないし5の「①確定申告の額」欄記載のとおりである。

イ 富山税務署長は、原告に対し、平成19年2月27日付けで、別表1-1ないし5の「更正処分等」欄記載のとおり認定して、本件更正処分等をした。なお、別表1-1ないし5の「更正処分等」欄記載の「事業所得の金額」の内訳は、別表2-1ないし5の「②被告主張額」欄記載のとおりである。平成12年ないし平成14年、平成16年については、支出が確認できないとして「外注費」又は「外注工賃」の一部が、平成12年ないし平成16年については、乙が青色事業専従者に該当しないとして乙の青色事業専従者給与の額1170万円がそれぞれ「①確定申告の額」欄の金額から差し引かれている。

ウ 原告は、国税不服審判所長に対し、平成19年4月26日、別表1-1ないし5の「審査請求」欄記載のとおり主張して、別紙所得金額を超える部分に関する本件更正処分等の取消しを求めて、審査請求をした。

エ 国税不服審判所長は、平成20年2月28日付けで、本件更正処分等についての審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

オ 富山税務署長は、原告に対し、平成19年2月27日付けで、原告の平成17年分の所得税の更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分を行い、原告は、国税不服審判所長に対し、同年4月26日、これについても審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成20年2月28日付けで、原告の平成17年分の所得税の更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分を全部取り消す旨の裁決をした。

3 争点

乙が青色事業専従者に該当するか否か。

4 争点に対する当事者の主張

(1) 原告の主張

以下の乙の就労実態によれば、乙は、専ら原告の事業に従事していたものであるから、青色事業専従者に該当する。

ア 乙による運転業務

(ア) 原告は、防水工事の作業内容や手順等を決めるため、現場を確認していた。また、職人がさぼっていないかなど施工状況や進捗状況を確認するため、昼間や夜間に現場を見回っていた。

(イ) 原告は、富山県を中心に常時20から30箇所作業現場を抱え、作業現場は、富山県内でも黒部市等遠隔地が多かった。

(ウ) 原告は、視野欠損の障害を負っていたため、自ら自動車を運転するのが困難であった。

(エ) そのため、乙が現場まで自動車を運転して原告を送迎しており、乙は、週に3、4回、3から4時間に及ぶ運転業務に従事していた。また、原告が確認の必要な現場を思いつくや否や直ちに乙に電話を架けて現場に向かっていたため、乙はこれに応じるべく待機していた。このような運転業務は、夜間に及ぶこと、職人の監視という内容から、他の従業員には頼めないものであった。

イ 乙によるビルメンテナンス業務

(ア) 乙は、建築物環境衛生管理技術者、貯水槽清掃作業監督者の資格を有していた。原告は、資格を有していなかったため、乙がこのような資格を有することによって、原告はビルメンテナンス業を開始することができた。

(イ) 乙は、原告に対し、ビルメンテナンス業務に関する知識を随時提供していた。

ウ 乙による営業活動

(ア) 乙の営業活動によりB、Cなどの顧客を獲得した。

(イ) 乙は、原告が顧客、取引先の冠婚葬祭等に出席するのに運転手として同行し、原告とともに出席するなど接遇を行っている。

エ なお、乙に対する青色事業専従者給与1170万円は、原告が委任する税理士が、乙の事業に従事している実態を見て、その指導によって定められたもので、専門家の見地から見ても、乙の就労実態は、専ら事業に従事していると判断されるものであった。

(2) 被告の主張

以下のとおり、乙が専ら原告の営む事業に従事していたと認めることはできず、また、上記原告の主張を前提にしても、年1170万円という給与はあまりにも高額なものといわざるを得ないことに照らせば、乙への給与額は、乙の労務に対する対価というよりは、家族間における恣意的な所得の分割の結果に基づくものというほかなく、乙を青色事業専従者と認めるべき事情は存在しない。

ア 乙による運転業務

(ア) 乙が原告の事業に係る自動車の運転業務をしていたとは認められない。これに沿う原告の供述は、原告が青色事業専従者給与として届け出た乙の仕事内容は「ビル管理部門」とされており、乙が運転業務に従事しているとの点については、審査請求の際に提出された乙作成の平成19年8月23日付け申立書に至るまで触れられていないことなどからすると、信用できない。

(イ) 仮に乙が原告を自動車で送迎したことがあったとしても、原告の配偶者又は家族として補助したにすぎない。

イ 乙によるビルメンテナンス業務

(ア) 乙は、原告の事業所等で他の従業員に指示するなどの管理的業務を行ったことも、現場において検査業務を行ったこともない。

(イ) 建築物環境衛生管理技術者及び貯水槽清掃作業監督者の資格は、原告の他の従業員も有していたから、乙がいなければ富山県が締結する庁舎等の清掃、各種設備の保守点検等の役務の提供を行う契約の競争入札に参加できないとか、原告のビルメンテナンス業が遂行できないものでもない。

(ウ) ビルメンテナンス業の資格を有しているというのみでは、青色事業専従者であると評価することはできないし、原告がビルメンテナンス業務を行う上で乙に質問し、これに回答していたとしても、原告の配偶者あるいは家族として補助していたにすぎない。

ウ 乙による営業活動

乙が友人を紹介し、それが原告の売上げにつながったとしても、乙の人的関係に基づく一時的、偶発的な売上げにすぎず、これをもって、乙が原告の営業活動をしていたということとはできない。

第3 争点に対する判断

- 1 上記前提となる事実等のとおり、所得税法が、居住者と生計を一にする親族が、居住者の営む事業から受ける対価については、必要経費に算入しない(同法56条)としながら、当該親族が、居住者の営む当該事業に専ら従事する場合に限り、必要経費に算入できる(同法57条1項)と

定めていることからすると、同法57条1項の青色事業専従者給与に関する特例は、青色申告者に恩恵的・政策的に与えられた特典であり、同特典を主張する原告の側に立証責任があると解するのが相当である。

2 証拠（甲24ないし26、34、35、乙13ないし15、18、19、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、平成12年から平成17年において、住所地において乙及び次女の丙（以下「丙」という。）とともに居住していた。

(2) 原告は、富山税務署長に対し、昭和50年3月14日、「職業」欄に「ガラス工事」、「屋号」欄に「A」と記載した「所得税の青色申告承認申請書」を提出し、同年以後の所得税の申告につき、富山税務署長から、青色申告の承認を受けた。

(3) 原告は、昭和52年1月31日、乙について、「青色専従者給与に関する届出書」を富山税務署長に提出した。同届出書には、「業種目」欄に「コーキング ガラス工事」、「仕事の内容・従事の程度」欄に「総務・経理」、「給料」欄のうち「支給期」欄に「各月28日」、「金額（月額）」欄に「200,000円」、「賞与」欄のうち「支給期」欄に「7」「12」、「支給の基準か金額」欄にいずれも「3ヶ月以内」、「昇給の基準」欄に「経済状況に応じて」などと記載されている。

(4) 原告は、平成6年3月22日、乙について、「青色事業専従者給与に関する変更届出書」を富山税務署長に提出した。同届出書には、「業種目」欄に「防水業」、「仕事の内容・従事の程度」欄に「ビル管理部門 総務・経理の総責任者」、「資格等」欄に「ビル管理技能士」、「給料」欄の「金額（月額）」欄に「650,000円」、「賞与」欄のうち「支給期」欄に「7」「12」、「支給の基準（金額）」欄に「4ヶ月程度」、「昇給の基準」欄に「5～10%程度」、「その他（他の職業の併有就学の有無など）」欄に「ビル管理部門の唯一の有資格者」などと記載されている。

(5) 原告は、丙についても、平成12年ないし平成16年分の所得税の申告において、青色事業専従者として申告しているところ、富山税務署長は、丙に係る青色事業専従者給与については、いずれも申告どおり必要経費に算入している。

(6) 原告は、平成12年ないし平成16年ころ、富山県を中心に常時20から30件の作業現場を抱えていた。

(7) 原告は、自動車の運転免許を有しているけれども、両目の視野欠損の障害を有していたため、自動車の運転が困難な状態であった。

(8) 乙が、原告の事務所において経理等の事務をすることはなく、事務所に乙の机もなかった。

(9) 乙は、建築物環境衛生管理技術者、貯水槽清掃作業監督者の資格を取得し、平成12年ないし平成16年にもその資格を有していたが、乙が原告の事務所等において、原告の他の従業員に指示を出したり、作業現場において検査業務を行うことはなかった。なお、平成12年ないし平成16年の間においては、建築物環境衛生管理技術者の資格については、丁（以下「丁」という。）ほか原告の従業員も資格を有し、貯水槽清掃作業監督者の資格については、戊（平成15年10月末ころ退職）がその資格を有していた。原告はいずれの資格も有していなかった。原告が、乙に対し、ビルメンテナンス業に関して質問し、乙が回答することはあった。

(10) 乙が、原告に友人を紹介し、それが原告の顧客獲得につながったことがあった。

(11) 原告が夜間防水工事の現場を見回るに際し、乙が自動車を運転して送迎することがあった。

なお、原告が現場を確認する際、乙は、自動車の中で待機しており、原告と一緒に工事の現場を確認することはなかった。

(12) 乙が、原告が顧客、取引先の冠婚葬祭等に出席する際に自動車を運転して同行し、原告とともに出席することがあった。

3 乙による運転業務について

(1) 原告は、乙が、週に3、4回、昼間又は夜間に3時間ないし4時間に及ぶ運転業務に従事していたと主張し、これに沿う原告の供述（甲35、原告本人）、丁の陳述書（甲34）の記載も存する。

しかしながら、上記のとおり、原告が平成6年3月22日に富山税務署長に提出した「青色事業専従者給与に関する変更届出書」には、乙の「仕事の内容・従事の程度」として「ビル管理部門 総務・経理の総責任者」と記載されているところ、かかる記載から「運転業務」に従事していたと理解することは困難であるし、実際、上記認定のとおり、乙は経理の仕事には携わっていなかったものである。

また、本件更正処分等に対する審査請求書（甲7、乙7）には、乙の従事している業務について、原告の指揮監督のもと、同人の事業に必要な資格等の受講、資格の取得を行い、また事業関連者の葬儀への参列等を行っている旨記載されているが、運転業務については触れられていない。

そして、原告は上記審査請求において、乙は、原告と同行し、法律上の規制に関する点検のための工事・清掃現場の見回り及び監督業務に自ら従事し、原告の工事・清掃現場の見回り及び打合せのための主張の際、身体上の都合により夜間の自動車の運転が危険な状況にある原告を自動車で送迎し、原告の事業関係者の冠婚葬祭には、原告と同席するとともに、夜間の場合や酒食を伴うことが多いため、原告を自動車で送迎している旨主張していることが認められる（甲8）。

しかし、上記認定のとおり、乙は原告が現場を確認する際には自動車内に待機していたにすぎなかったものである。さらに、乙作成の申立書（甲24）には「夫は、各現場の見回り・監督を昼の仕事の終了後夜に行っており、この時私も同行していました。」との記載があり、昼間の見回りについては全く触れられていない。

上記のとおり、乙が行っていたとする業務に関する原告の主張には変遷があり、その主張の主要部分について理由がないと認められること、丁は原告の従業員の立場にあることを考慮すると、他に原告の主張を裏付ける客観的証拠がない以上、原告の上記供述部分及び丁の陳述書の上記記載部分は採用することができない。

したがって、乙が、週に3、4回、夜間のみならず昼間も3時間ないし4時間に及ぶ運転業務に従事していたとまで認めることはできない。そうすると、乙がこれに応じるためさらに長時間待機していたと認めることもできない。

(2) 原告が夜間防水工事の現場を見回るに際し、乙が自動車を運転して送迎することがあったことは上記のとおりであるが、目に障害を有する原告が自動車を運転するには危険が伴うことも考慮すると、原告が現場を見に行きたいといえは妻である乙としてはこれに応じて自動車で送迎するのは通常であるといえ、乙の上記労務提供は、その労務の性質も考慮すると、夫婦間の情愛に基づく協力的行為にとどまるというべきものである。

したがって、乙が原告の営む防水工事業に専ら従事していたとは認められない。

4 乙によるビルメンテナンス業務について

- (1) 乙が、建築物環境衛生管理技術者、貯水槽清掃作業監督者の資格を有していたことは上記のとおりである。青色事業専従者といえるためには、実際に事業に従事する必要がある、単に資格を有するだけでは足りないところ、平成12年ないし平成16年においては、原告の他の従業員にもその資格を有する者がいたのであるから、乙の資格がなくとも富山県が締結する庁舎等の清掃等の役務の提供を行う契約の競争入札に参加することは可能であるし、仮に、乙が上記資格を有することが競争入札に参加する上で貢献したとしても、一時的なものにとどまり、乙が実際には他の従業員を指導し、現場で検査するといった業務を行っていない以上、そのことのみで乙が原告の営むビルメンテナンス業に専ら従事していたとは認められない。なお、乙が上記資格の取得、保有のために相当の勉強時間を費やしていたとしても、そもそも原告の営むビルメンテナンス業に従事していたことになるものでもない。
- (2) 原告が、乙に対し、ビルメンテナンス業に関して質問し、乙が回答することがあったことは上記のとおりであるが、ビルメンテナンス業に関する資格を有し、知識を有していた乙が夫からの質問に答えることは、夫婦間であれば通常あり得る協力的行為であり、そのことから乙が原告の営むビルメンテナンス業に専ら従事していたと認められるものではない。

5 乙による営業活動について

- (1) 乙が、原告に友人を紹介し、それが原告の顧客獲得につながったことがあったことは上記のとおりであるが、経営者の妻が顧客獲得のために友人を紹介することは家族としての協力的行為として通常あり得ることであり、対価を支払わなければならないほどのものとはいえないし、一時的なものにすぎない。
- (2) 乙が、原告が顧客、取引先の冠婚葬祭等に出席する際に自動車を運転して同行し、原告とともに出席することがあったことは上記のとおりであるが、事業者の妻である乙が顧客、取引先の冠婚葬祭等に出席することは通常あり得ることであり、出席の機会の程度と負担を考慮すると事業従事性の関わりの程度は低いというべきである。
- (3) したがって、乙の上記活動により、乙が原告の事業に専ら従事していたと認めることはできない。

6 過去の税務調査において、乙の青色事業専従者性について指摘を受けたことがなく、また、原告の青色申告に関与した税理士において、乙が青色事業専従者に当たると判断していたからといって、直ちに乙が青色事業専従者に該当することになるものでもない。

7 乙が、原告の経理等の事務に従事していなかったことは上記のとおりであり、そのほか乙が原告の事業に専ら従事していたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、乙が青色事業専従者に該当するとは認められない。

第4 結論

以上によれば、別紙所得金額を超える部分に関する本件更正処分等はいずれも適法であり、その取消しを求める原告の請求にはいずれも理由がない。よって、主文のとおり判決する。

富山地方裁判所民事部

裁判長裁判官 田邊 浩典

裁判官 小山 裕子

裁判官 松本 武人

別紙

所得金額

平成16年	4686万7135円
平成15年	3948万6159円
平成14年	8002万6963円
平成13年	4763万4742円
平成12年	7671万3110円

本件更正処分等の経緯（平成12年分）

別表1-1

(単位：円)

項目		順号	確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年月日			平成13年3月15日	平成19年2月27日	平成19年4月26日	平成20年2月28日
総所得金額		①	46,903,610	88,413,110	76,713,110	棄却
内訳	事業所得の金額	②	46,211,587	87,721,087	76,021,087	
	不動産所得の金額	③	966,035	966,035	966,035	
	短期譲渡所得の金額	④	△274,012	△274,012	△274,012	
所得控除の合計額		⑤	1,865,480	2,245,480	1,865,480	
内訳	配偶者控除の額	⑥	0	380,000	0	
	その他の所得控除の額	⑦	1,865,480	1,865,480	1,865,480	
課税総所得金額		⑧	45,038,000	86,167,000	74,847,000	
課税総所得金額に対する税額		⑨	14,174,060	29,391,790	25,203,390	
定率減税額		⑩	250,000	250,000	250,000	
予定納税額		⑪	7,225,000	7,225,000	7,225,000	
納付すべき税額		⑫	6,699,000	21,916,700	17,728,300	
過少申告加算税の額		⑬	—	418,000	0	
重加算税の額		⑭	—	3,857,000	3,857,000	

本件更正処分等の経緯（平成13年分）

別表1-2

(単位：円)

項目		順号	確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年月日			平成14年3月15日	平成19年2月27日	平成19年4月26日	平成20年2月28日
総所得金額		①	39,349,042	59,334,742	47,634,742	棄却
内訳	事業所得の金額	②	39,935,299	59,920,999	48,220,999	
	不動産所得の金額	③	983,585	983,585	983,585	
	短期譲渡所得の金額	④	△1,363,611	△1,363,611	△1,363,611	
	長期譲渡所得の金額	⑤	△206,231	△206,231	△206,231	
	一時所得の金額	⑥	0	0	0	
所得控除の合計額		⑦	1,888,800	2,268,800	1,888,800	
内訳	配偶者控除の額	⑧	0	380,000	0	
	その他の所得控除の額	⑨	1,888,800	1,888,800	1,888,800	
課税総所得金額		⑩	37,460,000	57,065,000	45,745,000	
課税総所得金額に対する税額		⑪	11,370,200	18,624,050	14,435,650	
定率減税額		⑫	250,000	250,000	250,000	
予定納税額		⑬	9,282,600	9,282,600	9,282,600	
納付すべき税額		⑭	1,837,600	9,091,400	4,903,000	
過少申告加算税の額		⑮	—	418,000	0	
重加算税の額		⑯	—	1,071,000	1,071,000	

本件更正処分等の経緯（平成14年分）

別表1-3

(単位：円)

項目		順号	確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年月日			平成15年3月17日	平成19年2月27日	平成19年4月26日	平成20年2月28日
総所得金額		①	49,669,763	91,726,963	80,026,963	棄却
内訳	事業所得の金額	②	48,193,551	90,250,751	78,550,751	
	不動産所得の金額	③	984,665	984,665	984,665	
	長期譲渡所得の金額	④	0	0	0	
	一時所得の金額	⑤	491,547	491,547	491,547	
所得控除の合計額		⑥	1,742,500	2,122,500	1,742,500	
内訳	配偶者控除の額	⑦	0	380,000	0	
	その他の所得控除の額	⑧	1,742,500	1,742,500	1,742,500	
課税総所得金額		⑨	47,927,000	89,604,000	78,284,000	
課税総所得金額に対する税額		⑩	15,242,990	30,663,480	26,475,080	
定率減税額		⑪	250,000	250,000	250,000	
予定納税額		⑫	7,413,400	7,413,400	7,413,400	
納付すべき税額		⑬	7,579,500	23,000,000	18,811,600	
過少申告加算税の額		⑭	—	418,000	0	
重加算税の額		⑮	—	3,930,500	3,930,500	

本件更正処分等の経緯（平成15年分）

別表1-4

(単位：円)

項目		順号	確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年月日			平成16年3月15日	平成19年2月27日	平成19年4月26日	平成20年2月28日
総所得金額		①	39,486,159	51,186,159	39,486,159	棄却
内訳	事業所得の金額	②	37,972,136	49,672,136	37,972,136	
	不動産所得の金額	③	999,515	999,515	999,515	
	長期譲渡所得の金額	④	0	0	0	
	一時所得の金額	⑤	514,508	514,508	514,508	
	雑所得の金額	⑥	0	0	0	
所得控除の合計額		⑦	1,780,020	2,160,020	1,780,020	
内訳	配偶者控除の額	⑧	0	380,000	0	
	その他の所得控除の額	⑨	1,780,020	1,780,020	1,780,020	
課税総所得金額		⑩	37,706,000	49,026,000	37,706,000	
課税総所得金額に対する税額		⑪	11,461,220	15,649,620	11,461,220	
定率減税額		⑫	250,000	250,000	250,000	
源泉徴収税額		⑬	3,860	3,860	3,860	
予定納税額		⑭	9,873,800	9,873,800	9,873,800	
納付すべき税額		⑮	1,333,500	5,521,900	1,333,500	
過少申告加算税の額		⑯	—	418,000	0	

項目		順号	確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年月日			平成17年3月15日	平成19年2月27日	平成19年4月26日	平成20年2月28日
総所得金額		①	39,200,535	58,567,135	46,867,135	棄却
内訳	事業所得の金額	②	38,244,880	57,611,480	45,911,480	
	不動産所得の金額	③	1,016,255	1,016,255	1,016,255	
	長期譲渡所得の金額	④	△141,600	△141,600	△141,600	
	一時所得の金額	⑤	0	0	0	
	雑所得の金額	⑥	81,000	81,000	81,000	
所得控除の合計額		⑦	2,269,200	2,649,200	2,269,200	
内訳	配偶者控除の額	⑨	0	380,000	0	
	その他の所得控除の額	⑨	2,269,200	2,269,200	2,269,200	
課税総所得金額		⑩	36,931,000	55,917,000	44,597,000	
課税総所得金額に対する税額		⑪	11,174,470	18,199,290	14,010,890	
定率減税額		⑫	250,000	250,000	250,000	
予定納税額		⑬	7,347,000	7,347,000	7,347,000	
納付すべき税額		⑭	3,577,400	10,602,200	6,413,800	
過少申告加算税の額		⑮	—	418,000	0	
重加算税の額		⑯	—	990,500	990,500	

事業所得の金額（平成12年分）

（単位：円）

項目	順号	①確定申告の額	②被告主張額	③差額（②－①）
売上（収入）金額	1	957,695,192	957,695,192	0
売上原価	期首商品（製品）棚卸高	7,424,267	7,424,267	0
	仕入金額（製品製造原価）	157,009,830	157,009,830	0
	小計（2＋3）	164,434,097	164,434,097	0
	期末商品（製品）棚卸高	8,319,767	8,319,767	0
	差引原価（4－6）	156,114,330	156,114,330	0
差引金額（1－6）	7	801,580,862	801,580,862	0
必要経費	租税公課	6,220,335	6,220,335	0
	荷造運賃	335,195	335,195	0
	水道光熱費	1,789,808	1,789,808	0
	旅費交通費	15,106,704	15,106,704	0
	通信費	4,191,988	4,191,988	0
	広告宣伝費	2,385,372	2,385,372	0
	接待交際費	11,801,176	11,801,176	0
	損害保険料	9,238,268	9,238,268	0
	修繕費	5,143,885	5,143,885	0
	消耗品費	6,816,593	6,816,593	0
	減価償却費	12,681,445	12,681,445	0
	福利厚生費	43,699,886	43,699,886	0
	給料賃金	368,990,309	368,990,309	0
	利子割引料	10,805,612	10,805,612	0
	地代家賃	4,519,500	4,519,500	0
	貸倒金	2,261,049	2,261,049	0
	外注費	184,384,072	154,574,549	-29,809,523
	燃料費	11,217,108	11,217,108	0
	事務用品費	740,386	740,386	0
	繰越資産償却	107,104	107,104	0
諸会費	3,193,290	3,193,290	0	
図書印刷費	1,389,467	1,389,467	0	
工事雑費他	19,747,245	19,747,245	0	
雑費	5,665,601	5,665,601	0	
消費税端数処理	32	0	23	23
計	33	732,431,398	702,621,898	-29,809,500
差引金額（7－33）	34	69,149,464	98,958,964	29,809,500
貸倒引当金（繰戻額）	35	9,500,000	9,500,000	0
青色事業専従者給与	36	16,200,000	4,500,000	-11,700,000
貸倒引当金（繰入額）	37	16,237,877	16,237,877	0
青色申告特別控除前の所得金額（34＋35－36－37）	38	16,211,587	87,721,087	11,509,500
青色申告特別控除額	39	0	0	0
所得金額（38－39）	40	46,211,587	87,721,087	41,509,500

事業所得の金額（平成13年分）

（単位：円）

項目	順号	①確定申告の額	②被告主張額	③差額（②－①）	
売上（収入）金額	1	881,907,043	881,907,043	0	
売上原価	期首商品（製品）棚卸高	8,319,767	8,319,767	0	
	仕入金額（製品製造原価）	134,838,470	134,838,470	0	
	小計（2＋3）	143,158,237	143,158,237	0	
	期末商品（製品）棚卸高	9,393,468	9,393,468	0	
	差引原価（4－6）	133,764,769	133,764,769	0	
差引金額（1－6）	7	748,142,274	748,142,274	0	
必要経費	租税公課	8	6,616,295	6,616,295	0
	荷造運賃	9	645,119	645,119	0
	水道光熱費	10	1,729,555	1,729,555	0
	旅費交通費	11	14,078,899	14,078,899	0
	通信費	12	4,022,662	4,022,662	0
	広告宣伝費	13	1,639,429	1,639,429	0
	接待交際費	14	11,747,783	11,747,783	0
	損害保険料	15	8,429,854	8,429,854	0
	修繕費	16	4,753,031	4,753,031	0
	消耗品費	17	7,451,480	7,451,480	0
	減価償却費	18	13,001,070	13,001,070	0
	福利厚生費	19	47,311,928	47,311,928	0
	給料賃金	20	383,087,430	383,087,430	0
	外注工賃	21	134,753,438	126,467,724	-8,285,714
	利子割引料	22	10,675,355	10,675,355	0
	地代家賃	23	4,556,222	4,556,222	0
	貸倒金	24	0	0	0
	工事雑費	25	17,172,597	17,172,597	0
	燃料費	26	10,809,680	10,809,680	0
	諸会費	27	2,987,100	2,987,100	0
図書印刷費	28	1,275,721	1,275,721	0	
事務用品費	29	1,092,641	1,092,641	0	
その他の経費	30	1,173,266	1,173,266	0	
雑費	31	8,934,297	8,934,297	0	
消費税端数処理	32	0	14	14	
計	33	697,944,852	689,659,152	-8,285,700	
差引金額（7－33）	34	50,197,422	58,483,122	8,285,700	
貸倒引当金（繰戻額）	35	16,237,877	16,237,877	0	
青色事業専従者給与	36	16,500,000	4,800,000	-11,700,000	
貸倒引当金（繰入額）	37	10,000,000	10,000,000	0	
青色申告特別控除前の所得金額（34＋35－36－37）	38	39,935,299	59,920,999	19,985,700	
青色申告特別控除額	39	0	0	0	
所得金額（38－39）	40	39,935,299	59,920,999	19,985,700	

事業所得の金額（平成14年分）

（単位：円）

項目	順号	①確定申告の額	②被告主張額	③差額（②－①）	
売上（収入）金額	1	977,236,594	977,236,652	58	
売上原価	期首商品（製品）棚卸高	2	9,393,468	9,393,468	0
	仕入金額（製品製造原価）	3	156,487,681	156,487,681	0
	小計（2＋3）	4	165,881,149	165,881,149	0
	期末商品（製品）棚卸高	5	7,887,081	7,887,081	0
	差引原価（4－6）	6	157,994,068	157,994,068	0
差引金額（1－6）	7	819,242,526	819,242,584	58	
必要経費	租税公課	8	6,000,925	6,000,925	0
	荷造運賃	9	615,659	615,659	0
	水道光熱費	10	1,847,846	1,847,846	0
	旅費交通費	11	16,335,159	16,335,159	0
	通信費	12	3,773,460	3,773,460	0
	広告宣伝費	13	1,907,715	1,907,715	0
	接待交際費	14	11,469,871	11,469,871	0
	損害保険料	15	5,703,600	5,703,600	0
	修繕費	16	5,041,305	5,041,305	0
	消耗品費	17	5,738,624	5,738,624	0
	減価償却費	18	12,788,736	12,788,736	0
	福利厚生費	19	45,749,383	45,749,383	0
	給料賃金	20	370,083,683	370,083,683	0
	外注工賃	21	207,184,502	176,827,360	-30,357,142
	利子割引料	22	10,163,412	10,163,412	0
	地代家賃	23	5,440,360	5,440,360	0
	貸倒金	24	0	0	0
	工事雑費	25	17,537,567	17,537,567	0
	燃料費	26	10,941,281	10,941,281	0
	諸会費	27	2,738,800	2,738,800	0
図書印刷費	28	1,249,908	1,249,908	0	
事務用品費	29	936,775	936,775	0	
繰延資産償却	30	191,516	191,516	0	
雑費	31	7,208,888	7,208,888	0	
消費税端数処理	32	0	0	0	
計	33	750,648,975	720,291,833	-30,357,142	
差引金額（7－33）	34	68,593,551	98,950,751	30,357,200	
貸倒引当金（繰戻額）	35	10,000,000	10,000,000	0	
青色事業専従者給与	36	16,500,000	4,800,000	-11,700,000	
貸倒引当金（繰入額）	37	13,900,000	13,900,000	0	
青色申告特別控除前の所得金額（34＋35－36－37）	38	48,193,551	90,250,751	42,057,200	
青色申告特別控除金額	39	0	0	0	
所得金額（38－39）	40	48,193,551	90,250,751	12,057,200	

事業所得の金額（平成15年分）

（単位：円）

項目	順号	①確定申告の額	②被告主張額	③差額（②-①）	
売上（収入）金額	1	850,913,193	850,913,193	0	
売上原価	期首商品（製品）棚卸高	7,887,081	7,887,081	0	
	仕入金額（製品製造原価）	115,220,110	115,220,110	0	
	小計（2+3）	123,107,191	123,107,191	0	
	期末商品（製品）棚卸高	12,909,805	12,909,805	0	
	差引原価（4-6）	110,197,386	110,197,386	0	
差引金額（1-6）	7	740,715,807	740,715,807	0	
必要経費	租税公課	8	6,075,425	6,075,425	0
	荷造運賃	9	186,016	186,016	0
	水道光熱費	10	2,164,266	2,164,266	0
	旅費交通費	11	15,634,944	15,634,944	0
	通信費	12	4,080,947	4,080,947	0
	広告宣伝費	13	762,336	762,336	0
	接待交際費	14	13,675,786	13,675,786	0
	損害保険料	15	4,834,680	4,834,680	0
	修繕費	16	4,899,995	4,899,995	0
	消耗品費	17	8,639,031	8,639,031	0
	減価償却費	18	11,277,836	11,277,836	0
	福利厚生費	19	44,793,433	44,793,433	0
	給料賃金	20	382,519,465	382,519,465	0
	外注工賃	21	128,377,371	128,377,371	0
	利子割引料	22	9,824,834	9,824,834	0
	地代家賃	23	4,791,476	4,791,476	0
	貸倒金	24	5,128,339	5,128,339	0
	工事雑費	25	18,964,116	18,964,116	0
	燃料費	26	10,909,554	10,909,554	0
	諸会費	27	2,931,800	2,931,800	0
図書印刷費	28	1,239,191	1,239,191	0	
事務用品費	29	1,000,899	1,000,899	0	
その他の経費	30	291,508	291,508	0	
雑費	31	6,740,423	6,740,423	0	
消費税端数処理	32	0	0	0	
計	33	689,743,671	689,743,671	0	
差引金額（7-33）	34	50,972,136	50,972,136	0	
貸倒引当金（繰戻額）	35	13,900,000	13,900,000	0	
青色事業専従者給与	36	16,500,000	4,800,000	-11,700,000	
貸倒引当金（繰入額）	37	10,400,000	10,400,000	0	
青色申告特別控除前の所得金額（34+35-36-37）	38	37,972,136	19,672,136	11,700,000	
青色申告特別控除額	39	0	0	0	
所得金額（38-39）	40	37,972,136	19,672,136	11,700,000	

事業所得の金額（平成16年分）

（単位：円）

項目	順号	①確定申告の額	②被告主張額	③差額（②-①）
売上（収入）金額	1	821,510,714	821,510,714	0
売上原価	期首商品（製品）棚卸高	12,909,805	12,909,805	0
	仕入金額（製品製造原価）	115,576,905	115,576,905	0
	小計（2+3）	128,486,710	128,486,710	0
	期末商品（製品）棚卸高	10,928,845	10,928,845	0
	差引原価（4-6）	117,557,865	117,557,865	0
差引金額（1-6）	7	706,952,849	706,952,849	0
必要経費	租税公課	5,576,365	5,576,365	0
	荷造運賃	369,558	369,558	0
	水道光熱費	1,825,429	1,825,429	0
	旅費交通費	14,502,753	14,502,753	0
	通信費	3,639,683	3,639,683	0
	広告宣伝費	1,233,569	1,233,569	0
	接待交際費	11,870,100	11,870,100	0
	損害保険料	4,508,210	4,508,210	0
	修繕費	3,896,862	3,896,862	0
	消耗品費	6,760,557	6,760,557	0
	減価償却費	10,518,948	10,518,948	0
	福利厚生費	39,210,482	39,210,482	0
	給料賃金	367,840,454	367,840,454	0
	外注工賃	121,096,223	113,429,557	-7,666,666
	利子割引料	10,792,063	10,792,063	0
	地代家賃	4,337,010	4,337,010	0
	貸倒金	1,155,348	1,155,348	0
	工事雑費	15,000,368	15,000,368	0
	燃料費	10,584,728	10,584,728	0
	諸会費	2,836,580	2,836,580	0
事務用品費	1,091,782	1,091,782	0	
図書印刷費	1,063,021	1,063,021	0	
固資除却損他	744,292	744,292	0	
雑費	12,253,584	12,253,584	0	
消費税端数処理	32	0	66	66
計	33	652,707,969	645,041,369	-7,666,600
差引金額（7-33）	34	54,244,880	61,911,480	7,666,600
貸倒引当金（繰戻額）	35	10,400,000	10,400,000	0
青色事業専従者給与	36	16,500,000	4,800,000	-11,700,000
貸倒引当金（繰入額）	37	9,900,000	9,900,000	0
青色申告特別控除前の所得金額（34+35-36-37）	38	38,244,880	57,611,480	19,366,600
青色申告特別控除額	39	0	0	0
所得金額（38-39）	40	38,244,880	57,611,480	19,366,600